



人権啓発課
☎ 32-1708 FAX 32-0110
✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

男女共同参画の視点で 防災・復興について考えよう

私たちの地域には、さまざまな人々が暮らしています。災害時は全ての人々が力を合わせる「助け合い」が必要です。しかしこれまでの災害現場で、男女の異なった配慮に対応できていないという課題がありました。女性も防災・復興の主体的な担い手です。防災対策に女性の視点も生かすことで、より防災力が高まります。緊急事態であっても誰もが等しく尊重されるために日頃からさまざまな視点を意識してみませんか。



災害時、女性の視点を生かすポイント

意思決定の場への女性の参画を推進

防災会議への参加や自治会役員に占める女性の割合を高め、多様なニーズ・リスクへの対応力を高める。

防災の現場で女性の参画を拡大

自主防災組織、消防団、災害発生時の避難所などの現場へ女性が数多く参画することで、女性の視点や意見を反映しやすくし、女性のニーズなどに配慮したきめ細かな支援につなげる。

女性活躍への支援と意識改革

自治会や自主防災組織で活躍する女性を支援し、女性も主体的な担い手であることや女性視点の重要性についての意識を改革する。

※内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を基にして市が作成。

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎27-4300

「初めて見たときは、こわそうだなと思っていました。しかしそうでもなかった。でも、前の先生をはじめのうちはやさしくて、後になって、だんだんこわくなってきたので本田先生にも油断はできません。かといって、びくびくしててもバカみたいだから、最上級生にもなったことだし、はきはきしたいと思っています。私たち6年2組は、うるさいですが、あまりおこらないでください。お願いします」

異動した学校で、「第一印象」と題した日記を受け取った。

休み時間に見せる子どもたちの姿に、これは多くの子どもたちの教師観だと思った。クラスの中には、差別が横行していた。けれどそれを告発しようとする者はいなく、幾つかに分かれたグループが排斥し合い、そして自分が孤立することにおびえていた。5年生から学校に来なくなったりも、こうした関係から弾き出されたのではないかという思いが胸をよぎった。大

からで色んな友達を認め合える

子どもたちに育ってほしいと願う、なるべく教室にいて、話しかけたり、日記で会話したり、夏にはみんなで2泊3日の山登りに出かけた。

秋の写生会の日だった。降り出した雨で急に暗くなった廊下から窓の外を見てみると、玄関から楽しそうな叫び声が聞こえる。そこには、駆け込んできて息を弾ませている幸がいた。1人で寂しそうにしている姿が気になっていたので友達と笑顔で話す様子に私は少し安心した。

しかし、幸は1日、2日と休むことが増え、11月に入ると続けて休み始めた。彼女が登校してきた日に私は「ひとりぼっちのライオン」を読んだ。友達がほしいライオンは相手に似せて変装し、幾度も動物たちに近づくが、見慣れぬその姿に逃げられてしまう。ライオンががっかりしている、そのありのままの姿を見た動物たちが近づいてくるといふ寓話だ。人に合わせ

て生きるのではなく、自分を大切にすることが互いの幸せにつながる。6年生へ、そして幸にそんなメッセージを込めた。

(9月号につづく)

ひろみち
本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



きみのとなりに

郷の記憶をたどる

文化スポーツ課 ☎32-1954

私たちが暮らす宇城市の郷土にまつわる
さまざまな文化の魅力を発信します

熊本地震10年企画展「うきの復興、再発見」



▲震災で被災した下鶴橋(豊野町)



▲その後の豪雨で流失

今年は熊本地震発生から10年。私たちの生活に大きな被害を与えた大地震は、郷土の歴史にも大きな爪痕を残しました。市内では、法律で保存が定められた指定文化財だけでも41件の被害がありました。復旧できたものもありますが、完全に失われたもの、現在も復旧方法が解明できず現状維持しているものもあり、災害の爪痕は10年が経ってもなお残されています。

一方で、地震で使えなくなった松橋中学校校舎や、災害復興住宅を建てる際の発掘調査では、新たな遺跡が発見されました。失われたものがあ

かしこくみんなの
年金学

熊本東年金事務所
☎096-367-2503

今月の年金相談は
7日※
10時～15時 新館第5会議室

要予約

令和8年度の国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付け開始

保険料が納付できない場合に、本人が申請し承認されると、納付が免除・猶予されます。
2年1カ月前の分まで受け付けができます。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定以下の場合や失業した場合などに保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)を免除。

納付猶予申請

20歳以上50歳未満で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、納付を猶予。

学生納付特例申請

学生本人の所得が一定額以下の場合、納付を猶予。

詳しくは
こちら



注意 一部免除の場合は、残りの一部保険料を納めないで未納と同じ扱いになります。



郷土資料館 入館料無料
開館時間 10時～17時
休館日 月・木曜(祝日の場合はその翌日)
住所 豊野町糸石3818 ☎45-2102

た一方で新たな発見があったことは、「創造的復興」を印象付ける出来事でした。

郷土資料館では、文化財の被災状況を紹介するパネルや、復興の中で新たに発見された遺跡の出土物を展示する企画展を開催します。文化財に対する災害の爪痕を再認識し、そこから前に進む過程で発見された郷土の新たな歴史を体感できる企画展です。ぜひご来館ください。

郷土資料館 展示情報	企画展	うきの復興、再発見
	期 間	7月24日(金)～10月18日(日)
	展 示	蒙古襲来絵詞(複製品) <絵9>7月20日(日)まで 期 間 <絵10>7月24日(金)～8月30日(日)

夏休みワークショップ「勾玉づくり」
日時 8月8日(土) 10時～12時
定員 先着20人
締切 7月31日(金)

